

## ロシアのWTO加盟をめぐる諸問題

金野雄五

はじめに

ロシアのプーチン大統領は、本年4月の年次教書演説において、WTO加盟がロシアにとって「きわめて有益なこと」であると発言するなど、最近、機会あるごとにWTO加盟の重要性を指摘している。また、欧米諸国も、とくに米国の同時多発テロ発生以降、ロシアの早期WTO加盟を支持する姿勢を明確にしている。1993年6月のGATT（WTOの前身）加盟申請から約9年を経て、ロシアのWTO加盟に向けたモメンタムは、ロシア内外でかつてない高まりを見せ始めたといえよう。

では、ロシアはいつ頃にWTOに加盟するのか、そして、WTO加盟によってロシア経済にはどのような影響が生じるのであろうか。本稿では、これらの疑問に答える一助とすべく、1. WTO加盟手続きの概要、2. ロシアの加盟交渉の現状、3. WTO加盟に伴い予想されるロシア経済への影響について、その基本的な枠組みを整理、概観する。

### 1. WTO加盟手続きの概要

WTOへの加盟手続きは、以下に述べるように、①加盟希望国による加盟申請から、⑦WTO加盟の効力発生まで、大まかに7つのプロセスから成っている。この流れをチャートにすると、図1のようになる。

#### ①加盟希望国による加盟申請

まず、WTOへの加盟を希望する国がWTO事務局長にその意向を表明する。同意向はすべてのWTO既加盟国に伝えられる。

#### ②作業部会の設置

WTOの一般理事会が作業部会（Working Party：以下、WP）の設置を決定。WPには、関心のあるすべてのWTO加盟国が参加することができる。WP議長は、一般理事会議長、加盟申請国、WPメンバー国の協議によって決定される。

#### ③加盟交渉の実施

加盟交渉は、A. WP会合における多国間交渉と、B. WPメンバーとの二国間交渉、の2つが並行する形で進められる。なお、この過程では、加盟申請国

の要請に応じて、WTO事務局やWPメンバー各国による専門家派遣等の加盟技術支援が適宜実施される。

#### A. 法制度整備に関する多国間交渉

WPの設立を受けて、加盟申請国はまず、自国の経済政策や貿易制度を報告する文書である「メモランダム」を提出する。WPメンバー国は、この「メモランダム」を元に申請国の貿易制度や経済政策を審査し、WTO協定（巻末資料）に整合していない分野の特定を行う。

次にWP会合（多国間交渉）が実施される。ここでは、上記審査の結果、不備があると認められた申請国の法制度をWTO協定に整合させていく作業が進められる。WP会合における多国間交渉の結果は最終的に「作業部会報告書」にまとめられ、併せて、WTOへの加盟と、加盟後のWTOルールの遵守を約束する「加盟議定書」が作成される。なお、これらの文書には、加盟条件の特記事項（Specific Commitments）として、経過期間（Transitional Period: WTOルールの一定期間の適用猶予）や、WTO多国間協定に含まれない規定の遵守義務等が盛り込まれることもある。

#### B. 市場アクセスに関する二国間交渉

加盟申請国の貿易制度等に関する審査がある程度進んだ時点で、多国間交渉と並行して二国間交渉が開始される。これは、関心のあるWPメンバーが、それぞれの関心分野について、市場アクセスの改善（具体的には、加盟申請国の輸入関税率引き下げや補助金の削減・撤廃、サービス分野の自由化等）を求めて加盟申請国と個別に交渉するもので、双方がリクエストとオファーを繰り返す形で進められる。二国間交渉の結果は、最恵国待遇（ある国に対して有利な待遇を与えた場合は他のすべての国に対しても同様の待遇を与えなければならない）原則に基づいて全加盟国に適用される<sup>1</sup>。

すべての二国間交渉が妥結すると、その交渉成果の集合体として「関税譲許表」や「サービス約束表」等が作成される。これらはいずれも加盟議定書の付属文書となる。

#### ④WPによる加盟協定文書の採択

以上の交渉が終わった時点で、WPは一連の加盟協定文書（作業部会報告書および加盟議定書案（付属文書を含む））を採択し、閣僚会議か一般理事会に提出する。

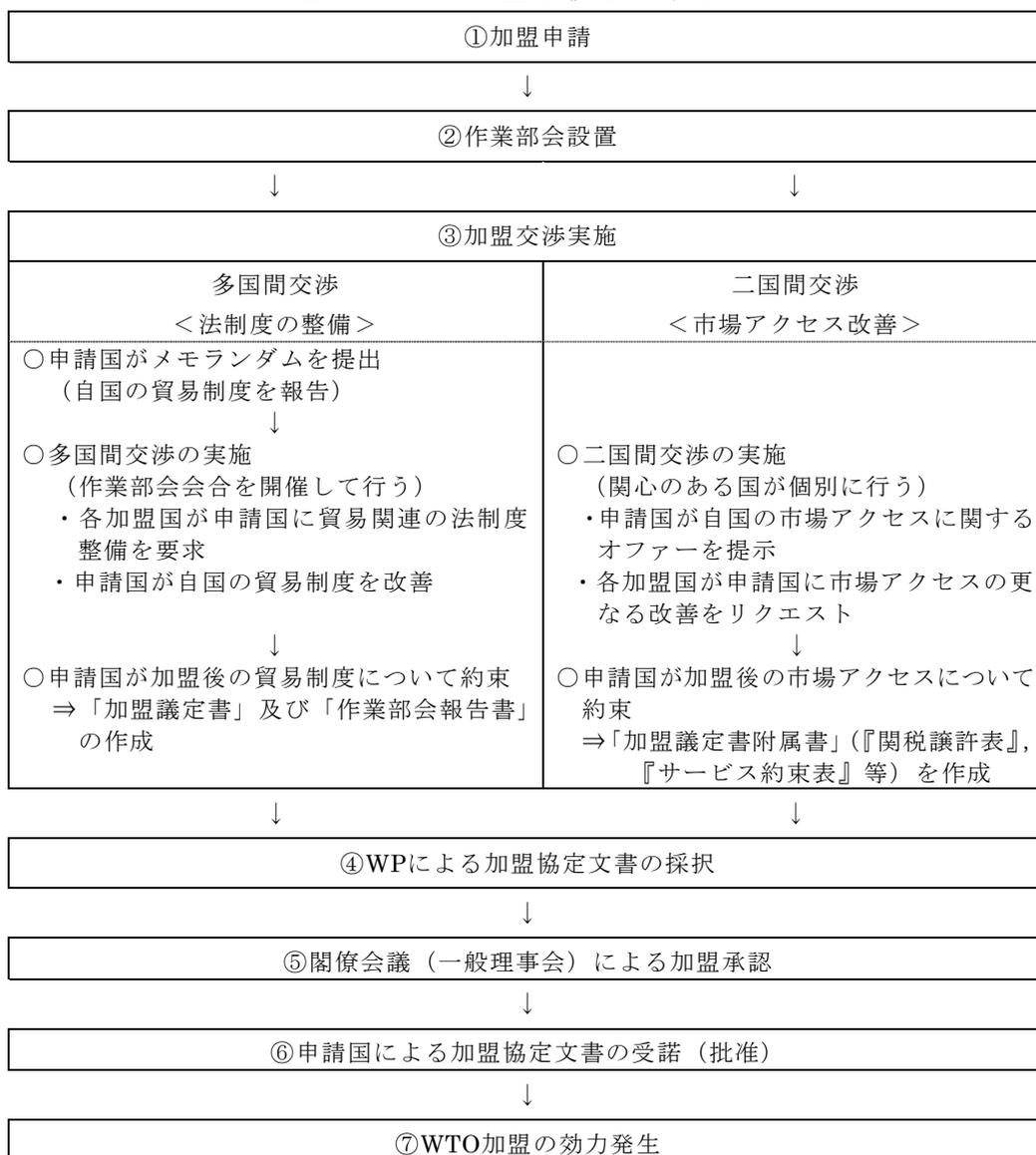
---

<sup>1</sup> 例えば、A国が自動車の輸入関税率についてB、C、Dの3か国と交渉を行い、それぞれ異なる関税率で妥結したとする。そして、これらの関税率のうち、B国との間で妥結された関税率が最も低かった場合、この最も低い関税率が「関税譲許表」に記され、WTO加盟後、B国だけでなくC国およびD国からの自動車輸入に対しても適用されるようになる。

⑤ 閣僚会議（または一般理事会）による加盟承認

W P の勧告に従って、閣僚会議または一般理事会が加盟協定文書を採用する。採用は、まずコンセンサス方式（事実上の全会一致）で行われ、コンセンサスが得られない場合は 2 / 3 以上の賛成多数により決議される。

図 1 . WTO加盟手続きの概要



（出所） [7] p. 490, 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/kosho.html>) 等により作成。

⑥ 加盟申請国による加盟協定文書の受諾

加盟申請国が加盟協定文書の受諾（議会による承認が必要な場合はその批准）を行い、受諾通知書をWTO事務局に送付する。

## ⑦WTO加盟の効力発生

WTO事務局が加盟申請国による受諾通知書を受領してから30日後に、WTO加盟の効力が発生し、申請国はWTO加盟国となる。

## 2. ロシアの加盟交渉の現状

以上みてきた加盟手続きのプロセス（①～⑦）のなかで、現在、ロシアが置かれているのは加盟交渉の段階（③）である。以下では、ロシアのWTO加盟交渉において主要なテーマとなっている4つの分野（法制度整備に関する多国間交渉、および市場アクセスに関する3つの二国間交渉—関税交渉、農業交渉、サービス交渉）について、それぞれの進捗状況を概観する<sup>2</sup>。

### （1）法制度の整備（多国間交渉）

申請国の法制度をWTO協定に整合させていく作業は、おもにWP会合における多国間交渉で進められる。ロシアのWTO加盟に関するWPは、加盟申請と同月の93年6月に設置され、その後、メモランダム<sup>2</sup>の提出（94年3月）を経て、95年7月に第1回WP会合が開催された。以後、WP会合は年平均2回程度のペースで実施され、現在までに合計15回のWP会合が実施されてきた（2001年12月11日現在、63か国が参加）<sup>3</sup>。本年1月に実施された第13回WP会合では最近のロシアにおける諸法案の準備状況が概ね順調であると評価され、続く第14回WP会合（本年4月に実施）では、加盟協定文書の一部を構成するWP報告書の第一案が用意され、これを元に交渉が行われた模様である。

このように、一見するとロシアの法制度整備に関する多国間交渉は最終段階に差し掛かってきたように見える。しかし、以下で詳しく述べるように、①ロシアの現行の貿易関連法には改正等を要するものが依然として多いほか、②WP報告書の第一案には、WTO協定と直接関係しないとみられる要件が盛り込まれ、これに対してロシアが強い難色を示していることなどから、多国間交渉の妥結までにはなお時間がかかると見るのが自然である。

実際、近年WTOに加盟した他国の例を見ても、WP報告書案が最初に提出さ

---

<sup>2</sup> なお、WTOのHP（[http://www.wto.org/english/thewto\\_e/acc\\_e/acc\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/acc_e.htm)）によると、加盟交渉の過程で、様々な公的文書が作成されるが、これらは加盟交渉が完了するまで、原則としてすべて非公開となっている。

<sup>3</sup> 本稿で言及したWP会合は公式会合のみ（非公式会合は含まない）。なお、過去のWP公式会合の開催年月は次の通り—①95/7, ②95/12, ③96/5, ④96/10, ⑤97/4, ⑥97/7, ⑦97/12, ⑧98/7, ⑨98/12, ⑩2000/5, ⑪2000/12, ⑫2001/6, ⑬2002/1, ⑭2002/4, ⑮2002/6（[10] p. 58, BIPP（<http://www.wto.ru/russia.asp?f=etaps&t=10>））。

れた後に数度にわたって改訂され、採択までに1年以上かかったケースが大半を占めている（表1）。

表1. 最近のWTO加盟交渉の経過

	ブルガリア	モンゴル	クルグズスタン	ラトビア	エストニア	グルジア	アルバニア	クロアチア
a. 加盟申請	86年9月	91年7月	96年2月	93年11月	94年3月	96年7月	92年11月	93年9月
b. WP設置	90年2月	91年10月	96年4月	93年12月	94年3月	96年7月	92年12月	93年10月
c. モロラタム	93年7月	92年1月	96年8月	94年8月	94年3月	97年4月	95年1月	94年6月
d. 初回WP会合	93年7月	93年6月	97年5月	95年3月	94年11月	98年3月	96年4月	96年4月
e. WP報告書案	94年5月	94年12月	98年4月	96年12月	98年11月	99年2月	99年7月	98年8月
f. WPによる採択	96年9月	96年6月	98年7月	98年9月	99年4月	99年10月	00年7月	00年6月
g. 加盟承認	96年10月	96年7月	98年10月	98年10月	99年5月	99年10月	00年7月	00年7月
h. 加盟	96年12月	97年1月	98年12月	99年2月	99年11月	00年6月	00年9月	00年11月
e～f	2年4ヶ月	1年6ヶ月	3ヶ月	1年9ヶ月	5ヶ月	8ヶ月	1年	1年10ヶ月

(注) 本表では、95年のWTO発足以降、加盟交渉を通じて新規加盟国となった16の国・地域のうち、いわゆる移行期経済諸国のみを挙げた（リトアニアおよびモルドヴァを除く）。

(出所) [10] pp. 10-11. により作成。

#### ① 貿易関連法制のWTO協定への整合化

自国の貿易関連法をWTO協定（巻末資料の全項目、但し付属書4を除く）に整合させる作業は、加盟申請国がWTOに加盟する上で、避けて通ることの出来ない道である。ロシアでは過去、数々の貿易関連法が制定されてきたが、これらの多くにはWTO協定に整合しない規定が含まれている様子であり、法律の改正が必要となっている。また、サービス分野を中心に、必要な法律がそもそも制定されていないケースが多い一方で、知的財産保護制度（TRIPs）のように、法律の制定は比較的順調に進んでいるものの、その執行が十分ではないとして、執行面での強化を要求されている法律も多数存在する様子である。

これら改正・制定が必要な貿易関連法について、グレフ経済発展貿易次官は、「WTO加盟には約30の連邦法の修正が必要」（2001年8月）、「国家院は来年内に20の法案を承認しなければならない。とくに新関税法典の優先度が高い」（2002年7月）等と発言している<sup>4</sup>。

表2は、ロシアの貿易関連法をWTO協定に整合化させることを目的として、2001年8月と2002年6月に公布された2つの政府決定で掲げられた法案策定および政府・国家院への提出スケジュールをまとめたものである<sup>5</sup>。これらスケジュールの現時点までの進捗状況や、前述のグレフ発言で指摘された法案数との関係については必ずしも明らかではない。ただし、2002年6月の政府決定で、今後、

<sup>4</sup> WTO加盟に必要な法案数についてのグレフ発言は、*Rol Novosti*, 30 Aug. 2001, *The Moscow Times*, 3 July 2002による。

<sup>5</sup> 2001年8月8日付政府決定（#1054-r）および2002年6月21日付政府決定（#832=r）。

政府・国家院への提出を目指すとした3つの法案は、実はいずれも2001年8月の政府決定で同年中の政府・国家院提出が目指されていたものであるとみられることから、WTO協定への整合化に必要な法案策定作業は、少なくともロシア政府が当初期待していたほどには順調に進んでいない様子が見て取れる。

表2. 国内法のWTO協定への整合化に関する措置計画

内 容	法 案	政府提出	国家院提出
①貿易の際の利益保護に関する法律の改善および以下のWTO協定への整合化 ※ GATT6, 16, 19条, 附属書1-(1)-G, L, M	連邦法「輸入に際する特別保護・アンチダンピング・相殺に関する特別措置について」	2001. 3Q	2001. 4Q
②輸出入ライセンスに関する法律の改善およびWTO協定への整合化 ※ GATT20, 21条, 附属書1-(1)-K	連邦法「輸出入ライセンスについて」	2001. 3Q	2001.4Q
③補助金、その他形態による生産支援に関する法律の改善およびWTO協定への整合化 ※附属書1-(1)-L	連邦法「国家支援について」	2001. 3Q	2001. 4Q
④エチルアルコール・アルコール・スピリット類の生産・流通に関する法律の改善およびWTO協定への整合化 ※GATT11, 12, 14, 20, 21条	連邦法「エチルアルコール・アルコール・スピリット類の生産・流通のライセンス交付手数料について」の修正・補足に関する連邦法	2001. 3Q	2001. 4Q
	連邦法「エチルアルコール・アルコール・スピリット類の生産・流通のライセンス・権利の国家規制について」の修正・補足に関する連邦法	2001. 3Q	2001. 4Q
⑤関税法の改善とWTO協定への整合化 ※ GATT1, 2-1b, 12, 13条, 付属書1-(1)-B4条, H	新関税法典	2001. 3Q	2001. 3Q
	税法典の「関税及び通関手数料」の章	2001. 3Q	2001. 4Q
⑥基準・認証、衛生植物検疫に関する法律の改善およびWTO協定への整合化 ※付属書1-(1)-D, E	基準・認証、衛生植物検疫に関する(複数の)連邦法	2001. 3Q	2001. 4Q
⑦外貨管理法の自由化を目的とする改善およびWTO協定への整合化	連邦法「外貨規制・外貨管理について」	2001. 3Q	2001. 4Q
⑧連邦法「外国貿易活動の国家規則について」のWTO協定への整合化	連邦法「外国貿易活動の国家規則について」の修正・補足に関する連邦法	2002. 1Q	2002. 2Q
⑨財貿易の際の利益保護に関する法律の改善およびWTO協定への整合化 ※GATT6, 16, 19条, 附属書1-(1)-G, L, M	連邦法「輸入に際する特別保護・アンチダンピング・相殺に関する特別措置について」	2002. 1Q (提出済)	2002. 3Q
⑩通関に関する法律の改善とWTO協定への整合化 ※GATT1, 2-1b, 12, 13条, 附属書1-(1)-B4条, H	税法典の「関税及び通関手数料」の章	2002. 3Q	2002. 3Q
⑪連邦法「外国貿易活動の国家規則について」のWTO協定への整合化 ※GATT20, 21条, 附属書1-(1)-K	連邦法「外国貿易活動の国家規則について」の修正・補足に関する連邦法	2002. 3Q	2002. 4Q

(注) 1. ①～⑧は2001/8/8付の掲題政府決定。

2. ⑨～⑪は2002/7/21付の政府決定によるもので、それぞれ①、⑤、⑧と同じ主旨とみられる。

3. ※の付番は巻末資料に対応。

(出所) ロシア政府HP ([http://www.government.ru/data/news\\_text.html?he\\_id=103&news\\_id=5686](http://www.government.ru/data/news_text.html?he_id=103&news_id=5686)), BIPP (<http://www.wto.ru/documents.asp?f=1054&t=14>). により作成。

## ②WTO協定と直接関係しない要件の扱い：エネルギーの内外価格差問題

本年4月の第14回WP会合に提出されたWP報告書の第一案には、ロシアのエネルギー（天然ガス・電力等）の国内価格が輸出価格よりも著しく低く、この

ことが国内産業への間接的な補助金にあたる恐れがあるとして、同価格差の解消を求める指摘が盛り込まれた様子である。一方、ロシア政府は、エネルギー内外価格差問題については国内経済への影響が甚大であるとして、この問題がWTO加盟交渉の論点に含まれることに強い難色を示している。今後、両者の主張がこのまま平行線を辿った場合、ロシアのWTO加盟交渉は大幅に長引く可能性がある。

そもそも、天然ガスや電力等の内外価格差や、その一因とみられる原油・天然ガス等への輸出税賦課の問題は、WTO協定が直接的にこれを禁止するものではないと考えられる<sup>6</sup>。しかし、近年WTOに加盟した他国の事例を見ると、現に輸出税の撤廃等、WTO協定がカバーしないとみられる要件が特記事項（Specific Commitments）の形で加盟条件の一部に組み込まれたケースが少なからず存在する<sup>7</sup>。

## （２）関税交渉（二国間交渉）

関税交渉はおもに二国間交渉を通じて行われ、その成果は最終的に、加盟議定書の付属文書の一部である「関税譲許表」としてまとめられる。関税譲許表とは、合計約11,000品目の物品に関して、加盟申請国がWTO加盟後に約束する輸入関税率の上限（譲許税率）を列記したものであり、当該国は加盟後、原則として譲許税率を超える関税を課してはならない。

ロシア政府は98年2月に最初の関税オファーを提示しており、以後、WPメンバー各国との間で活発な二国間交渉が行われてきた（2001年12月11日現在、

---

<sup>6</sup> 例えば、WTO協定の「補助金に関する協定」は、補助金について、「特定性」を有するもの（特定の企業や産業、地域に向けられた補助金、または輸出に対する補助金）のみ、これを禁止もしくは相殺措置の対象とする旨定めており、ロシアのエネルギー内外価格差や原油・ガスへの輸出税賦課がこれに該当するとは考え難い。また、GATT11条の「数量制限の一般的禁止」を例にとっても、本条項はあくまで輸出入の数量制限を禁止するものであり、ロシアの原油・天然ガスに対する輸出税とは明らかに関係がない。

<sup>7</sup> 例えば、それぞれ97年と99年にWTO加盟国となったモンゴル及びラトビアの「作業部会報告書」には、特記事項として、WTO加盟後に輸出税の撤廃を約束する以下の一文が盛り込まれた（[10] Annex 3）。

モンゴル： ---The representative of Mongolia also stated that his government would maintain the prohibition on the export of raw cashmere only until 1 October 1996, when an export duty at the rate of not more than 30 per cent ad valorem would be introduced. That export duty would be phased out and eliminated within 10 years of the date of Mongolia's accession to the WTO.---

ラトビア： ---The representative of Latvia confirmed that present export tariff rates related only to the goods listed in Annex 3 Export Duty Tariffs. --- Latvia would abolish all export duties listed in Annex 3 by 1 January 2000 with the exception of the duty on antiques. The timetable for elimination of export duties would be similar for regional trade agreement partners and partners to which MFN treatment was applied as indicated in Annex 3.---

52か国が参加。日本は98年3月に米国・EUに先駆けて二国間交渉を開始)。最初の関税オファーから4年近くが経過した2001年末現在、ロシア側のオファー税率は平均19.8%で、交渉参加国との間で全体の約80%の品目について合意済みであるとされる<sup>8</sup>。この平均19.8%というロシア側オファー税率は、最近WTOに加盟した他の移行期経済諸国と比べて、さほど高くない水準であると言えよう(表3)。

表3. 新規加盟国の譲許税率

	WTO加盟 (年)	農産物の譲許税率 (単純平均)	その他物品の譲許税率 (単純平均)	セクター別イニシア ティブ*への参加
ブルガリア	1996	34.9%	12.6%	△(一部)
モンゴル	1997	18.4%	20%	△
クルグズスタン	1998	11.7%	6.7%	○(大部分)
ラトビア	1999	33.6%	9.3%	○
エストニア	1999	17.7%	6.6%	○
グルジア	2000	12.1%	5.8%	○
アルバニア	2000	10.6%	6%	○
リトアニア	2001	15~35%	10~20%	○
モルドヴァ	2001	10~15%	10~20%	○

(注) \* セクター別イニシアティブとは、一部のWTO加盟国間で実施されている取極で、特定の品目について、実施期間を定めて関税引き下げを実施していくもの。代表例としては情報技術製品の関税撤廃を唱える"ITA" (Information Technology Agreement)、化学品・化学製品の関税引き下げ (0~6.5%)に関する"化学ハーモナイゼーション" (略称: 化学ハーモ) 等がある。セクター別イニシアティブへの参加は、WTOに加盟に際して義務ではないが、趨勢的には、新規加盟国はより多くのイニシアティブへの参加を約束している。

(出所) [1] No. 3, pp. 12-15. により作成。

関税交渉のこれまでの進捗状況を見る限り、譲許税率に関する二国間交渉は概ね順調に進められてきたと考えて良さそうである。ただし、①現時点までに合意に至っていない品目には、ロシア経済にとって重要且つセンシティブな品目が多く含まれるとみられること<sup>9</sup>、また、②ロシア側がオファー税率を容易には引き下げない姿勢を明確にしていることから、今後、関税交渉の進捗ペースが今までよりも鈍化する可能性は否定できない。なお、上述②に関連して、関税交渉に際してロシアが明確にしている姿勢とは、具体的には次のようなもの

<sup>8</sup> 関税交渉におけるロシア側オファー税率に関する情報は意外と少ない。本文で紹介した「平均19.8%」という数字 (Vedomosti, 25 Jan. 2002) にしても、それが単純平均か加重平均か、農産品を含むかどうか等の説明を欠いているため断定は難しいが、他の種々の情報も勘案すると、筆者としてはこの数字が農産品を含む全物品に関するオファー税率の単純平均であると推測する。なお、ロシアは98年2月に最初の関税オファーを提示した後、これまでに8回 (直近は2001年8月) に亘ってオファーを改訂してきた ([7] p. 494)。

<sup>9</sup> 現在までに譲許税率について合意しておらず、且つ、ロシア経済にとって重要・センシティブとみられる品目としては、例えば以下が挙げられる—自動車、家具、医薬品、化学肥料、航空機(完成品) (Finansovaiia Rossiia, 19 July 2002, Kommersant', 12 July 2002)。

である<sup>10</sup>。

- A. 関税交渉完了までの具体的な期日を設定しない（つまり、急がない）。
- B. 原則として譲許税率が現行税率よりも低くならないようにする<sup>11</sup>。
- C. 譲許税率が現行税率を下回る品目は、関税引き下げがロシアにとって有益な物品（ロシアで生産されない原料、半製品、ハイテク機器、ロシアの完成品に国際競争力を与える部品）か、関税引き下げがロシアの生産者に何ら脅威とならない物品（ワイン、丸太・製材、鉄鋼製品）に限る。
- D. Cで挙げた以外の物品で関税を引き下げ場合は、3～7年の経過期間を設ける。
- E. セクター別イニシアティブへは原則として参加しない。

### （3）農業交渉（二国間・複数国間交渉）

農業交渉で主要な論点となるのは、農業補助金の問題である<sup>12</sup>。農業補助金に関する交渉は、交渉開始当初は二国間交渉で、やがて複数国が同時に参加する形（複数国間会合）で進められ、その成果は最終的に加盟議定書の付属文書の一部である「農業補助金の制限に関する約束」としてまとめられる。この農業補助金に関する約束とは、具体的には加盟申請国がWTO加盟後に農業に対して供与できる国内助成および輸出補助金の上限とその削減スケジュールを定めるものである<sup>13</sup>。

ロシア政府は、農業の国内助成と輸出補助金に関する最初のオファーを98年に提示し、以後、たびたび二国間および複数国間交渉を行ってきた（2001年12

---

<sup>10</sup> [1] No. 3, pp. 2-3による。

<sup>11</sup> ロシアの現行の関税率表は2002年初から導入されているもので、同関税率表の導入により、ロシアの平均輸入関税率は導入前の10.5%から9.8%に引き下げられたとみられる（[5] p. 18）。なお、この平均輸入関税率もまた、農産品を含む全物品に対する関税率の単純平均であるとみられる。

<sup>12</sup> 農業交渉を広義で捉えた場合、①農業補助金問題だけでなく、②国内の農業関連法制のWTO協定（SPS協定およびTBT協定）への整合化や、③農産品の譲許税率に関する交渉も含まれるようである。ただし、②と③については、実際に交渉が行われる場や、交渉成果がまとめられる文書が、それぞれ、法制度整備に関する多国間交渉、関税交渉と同じであると見られることから、本稿では農業交渉をより狭義に捉え、農業補助金問題のみを扱うこととした。

<sup>13</sup> ここで削減の対象となる国内助成とは、厳密には、農業に対する国内助成のうち、貿易を歪めるような影響や生産に対する影響が大きいとみなされるものだけを指す（ただし、こうした補助金であっても、農業生産総額の5%（発展途上国の場合は10%）を超えないものについては削減を要求されない）。因みに、このように削減を求められる補助金は、WTO用語で「黄色」の補助金と呼ばれる。農業補助金には「黄色」の他に、削減を求められない「緑」（研究、検査、基盤整備、食糧安全保障のための備蓄等に向けられる助成）および「青」（減反・作付面積削減のための助成）の補助金が存在する。一方、農業以外の通常の補助金については、「赤」（禁止される補助金）、「黄色」（相殺措置の対象となる補助金）、「緑」（相殺措置の対象とならない補助金）、という3つの分類がある。

月11日現在、約50か国が参加)。しかし、これらの農業交渉において、ロシア側オファーとWPメンバー国のリクエストとの間には、かなり大きな隔りがあることが明らかになっている。そして、両者の間で目下最大の争点となっているのが「基準期間」の設定であるとみられる。

WTO加盟後の農業補助金（国内助成と輸出補助金）の上限、およびその削減スケジュールは、過去の一定期間（基準期間）における当該国の実績に基づいて算定される。WTO発足時（95年）にWTOメンバーであった各国（原加盟国）は、農業補助金削減に関して以下（A～C）の基本ラインで合意している。一方、新規加盟国の場合は、国毎に基準期間を新たに設定し直す必要がある。最近の例（表4）では、ブルガリア<sup>14</sup>を除くすべての国で、データの入手が可能な範囲でWTO加盟時期に最も近い3年間で基準期間に設定された模様である。

- A. 基準期間を86～88年、（農業補助金削減の）実施期間を95～2000年（但し、発展途上国は95～2004年）とする。
- B. 国内助成は実施期間中に基準期間比で20%削減する（但し、発展途上国は13%）。ただし、当該年の農業生産総額の5%（発展途上国の場合は10%）を超えないものについては削減を要求されない。
- C. 輸出補助金は同36%削減する（但し、発展途上国は24%）。

表4. 新規加盟国の農業補助金削減スケジュール

	WTO加盟 (年)	国内助成 (AMS) *	農産品輸出補助金
ブルガリア	1996	加盟後2年間で79%	加盟後6年間で35.8%
モンゴル	1997	10%**	0
クルグズスタン	1998	5%**	0
ラトビア	1999	5%**	0
エストニア	1999	5%**	0
グルジア	2000	10%**	0
アルバニア	2000	10%**	0
リトアニア	2001	加盟後5年間で17%	0
モルドヴァ	2001	加盟後4年間で16%	0

(注) \* AMS: Aggregate Measurement of Support (助成合計量).

\*\* 農業生産総額比 (%) .

(出所) [1] No. 3, pp. 12-15により作成。

ロシアの農業補助金は、ソ連崩壊後の財政悪化に伴い90年代に急速に縮小したため、どの時期を基準期間にするかによって、WTO加盟後に許容される補助

<sup>14</sup> ブルガリアの場合、「直近の3年間」において、国連によって旧ユーゴスラビア共和国向け禁輸措置が導入されたため、同期間が「代表的ではない (not representative)」と判断された ([10] p. 29)。

金の規模は大きく違ってくる。例えば、2001年3月にロシア政府が提示したオファーでは、国内助成の基準期間が91～93年となっていた。この場合、WTO加盟時の国内助成の上限は年間約162億ドルとなり、ロシアはこれを加盟後6年間かけて129億ドルまで(20%)削減するとしていた。一方、WPメンバー国、とくにニュージーランドやオーストラリア等の農産品輸出国(通称、ケアンズ諸国)の要求は厳しく、直近の3年間で基準期間に採用し、これを加盟後の国内助成の上限とするよう一貫して求めている様子である。そして、直近3年間のロシアの国内助成額は、年間わずかに10～30億ドルに過ぎないとみられる<sup>15</sup>。また、輸出補助金についても、ロシアが国土の広さ等を理由に同補助金を維持したいとしているのに対して、WPメンバー国側はこれを全廃すべきとしている。

ロシア政府は、過去数回のオファー改訂を通じて徐々に態度を軟化させてきたものの<sup>16</sup>、依然としてWPメンバー国との隔たりはかなり大きく、交渉の長期化は避けられそうにない状況である。

#### (4) サービス交渉(二国間交渉)

サービス交渉は関税交渉と同様、おもに二国間交渉を通じて行われ、その成果は最終的に、加入議定書の付属文書一部である「サービス約束表」としてまとめられる。同約束表は、一言でいうと、加盟申請国がWTO加盟後に約束するサービス貿易自由化(市場アクセスの保証と内国民待遇の供与)の「広さ」と「深さ」を表すものである。「広さ」は、WTO協定(GATS)が定めるサービス業分類(12分野、およびそれらの下位分類である155のサブ分野)のうち、申請国が自由化(市場アクセスの保証と内国民待遇の供与)を約束する分野を記載する形で表される。一方、「深さ」は、申請国が自由化を約束した各分野について、サービス貿易の4つの形態(モード)<sup>17</sup>のうち、どの貿易形態を許

---

<sup>15</sup> これら基準期間と国内助成額との関係は、複数の報道・論文を筆者がまとめたもの([6]pp. 23-29, *Financial Times*, 27 March 2002, *Izvestiia* 25 July 2002, BIPP(<http://www.wto.ru/content/russia/selhozru.doc>))。

<sup>16</sup> *Finansovaiia Rossiia*, 19 July 2002によると、国内助成に関するロシア側オファーは、ドル換算の実額ベースで当初800億ドルであったが、やがて160億ドルになり、現在は130～140億ドルにまで引き下げられたという。当初の800億ドルというオファーは、農業補助金を一種の駆け引き材料として用いるために、ロシア政府が意図的に高い額を提示した可能性がある。いずれにせよ、ロシア政府は農業国内助成に関して、現在までにかかなり大幅に譲歩してきたことになるが、それでもなおWPメンバー国のリクエストとの間に大きな隔たりがあることに変わりはない。

<sup>17</sup> このサービス貿易の形態(モード)もWTO協定(GATS)によって規定されたものである。WTO協定が規定している4つの形態(モード)は以下の通り—第1モード:越境取引、第2モード:国外消費、第3モード:拠点の設置、第4モード:自然人の移動。

容するか、という形で表される。サービス約束表にはまた、これらの自由化約束に関連して、申請国が加盟後に維持する制限（サービス提供者の数、サービス取引総額、外国資本の参加等に対する制限）も併せて記載される。これらの制限も自由化の「深さ」を表すものと考えられる。

表5. 新規加盟国のサービス自由化約束

		ブルガ リア	モン ゴル	クルグ スタ ン	ラト ビア	エスト ニア	グル ジア	アルバ ニア
実務サービス	1							
法律	1/A/a		×					
会計・監査・簿記	1/A/b							
税務	1/A/c	×	×					
建築・エンジニアリング*	1/A/d-g		×					
医療	1/A/h-j		×					
コンピュータ関連	1/B		×					
研究開発	1/C		×					×
その他実務サービス	1/F							
郵便	2/A	×			×	×		
クーリエ	2/B	×						
電気通信 (basic)	2/C/a-i		×					
同上 (valued added)	2/C/j-n		×					
音響・映像	2/D	×	×			×		×
建設	3							
流通	4							
教育	5		×					
環境	6		×					
金融 (保険)	7/A							
金融 (銀行)	7/B							
健康	8/A-B	×	×					
社会事業	8/C		×					
観光・旅行	9							
娯楽・文化	10		×					
運送	11		×					
海上	11/A	×	×					
航空	11/C		×					
鉄道	11/E	×	×		×			×
道路	11/F	×	×					

(注) 1. サービス分類の付番は外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/jimu.html>) による。

2. 網掛け(×)は、各国が自由化を約束していない分野。

(出所) [10] pp. 31-32により作成。

表5は、最近WTOに加盟した他の移行期経済諸国によるサービス自由化の約束状況をまとめたものである。同表には各分野のモード等に関する情報がない

ため、自由化の「深さ」については窺い知れないが、少なくとも「広さ」については、ほとんどの国が一部分野（郵便や音響・映像、鉄道等）を除く実に幅広い分野で自由化を約束している様子が読み取れる。

一方、ロシア政府は99年10月に最初のサービス・オファーを提示し、以後、WPメンバー各国との間で一連の二国間交渉を行ってきた（2001年12月11日現在、28か国が参加）。ただし、99年のオファーに対しては、自由化を約束するサービス分野が狭く、また、分野横断的な制限（Horizontal Limitation）が多く見られるとの批判がWPメンバー各国から寄せられた模様である。こうした指摘を踏まえて、ロシア政府は2001年2月にサービス・オファーを改訂したものの、改訂されたオファーでは、新たな分野（生命保険等）に関する自由化約束や外資規制の緩和等の点で前進がみられた一方で、逆に後退した部分もあったとされ、サービス交渉の進展が捗々しくない様子が窺える<sup>18</sup>。

ロシアのWTO加盟時期の見通しについて、ムーアWTO事務局長は第13回WP公式会合の終了後、「来年（2003年）の5～6月にも実現可能」とコメントし<sup>19</sup>、次回のWTO閣僚会議（2004年9月に開催予定）に、ロシアがWTO加盟国として参加できるとの持論を繰り返した。また、ロシアの加盟交渉団代表であるメドヴェトコフ経済発展貿易省次官も、遅くとも2004年中にロシアの加盟が承認されることを希望する旨を表明している<sup>20</sup>。確かに、今後ロシア国内の法整備が急速に進展したり、あるいは市場アクセスに関して、ロシア側もしくは加盟国側が大きく譲歩したりすることで、ロシアの早期加盟が実現する可能性も否定はできない。しかし、少なくとも現時点までの加盟交渉の経過から判断する限り、2003年5～6月の加盟実現はかなり難しいと見るのが妥当であろう。

---

<sup>18</sup> より詳しく見ると、現在、とくにロシアのサービス交渉が難航している分野は、欧米諸国の関心が高い金融（銀行・保険）および通信分野である。これらの分野に関して、ロシア側は以下のような外資参加制限をWTO加盟後に維持しようとしている—①銀行：銀行分野の資本総額に占める外資の割合を25%以下に抑える、②保険：保険分野の資本総額に占める外資の割合を15%以下に抑える、③通信：WTO加盟後6年間、ロステレコムに長距離電話分野における独占権を付与する。また、外資が通信会社の株式の過半を所有することを禁ずる（但し、既に投資が行われたものを除く）。そして、WPメンバー国側は、これらの外資参加制限の緩和・撤廃を強く求めているというのが基本的な構図である。なお、現在ロシアで適用されている外資参加上限（資本総額に占める割合）は、銀行分野で12（または13）%、保険分野で15%である。一方、実際のロシアの銀行分野における外資の割合は6%で、保険分野もこれと似たような状況であることを考慮すると、上記サービス分野の外資制限に関するロシア側オファーは、（脚注17で指摘した農業オファーと同様）一種の駆け引き材料として意図的に高く提示されたものである可能性がある（以上、*Kommersant*, 12 July 2002, *Finansovaia Rossiia*, 19 July 2002, BIPP ([http://www.wto.ru/ru/press.asp?msg\\_id=2359](http://www.wto.ru/ru/press.asp?msg_id=2359)))。

<sup>19</sup> *The Moscow Times*, 28 Jan. 2002.

<sup>20</sup> [7] p. 491.

### 3. WTO加盟に伴い予想されるロシア経済への影響

WTO加盟に伴うロシア経済への影響について、ロシア国内ではこれまでに少なくとも2つの包括的なレポートが発表されており、さらに今秋にかけて、経済発展貿易省が国内研究機関に発注した研究成果が出来上がる見通しである<sup>21</sup>。これらの研究成果の検討は今後の課題にするとして、本稿で以上見てきた範囲で、WTO加盟に伴い予想されるロシア経済への影響を大雑把に概観すると以下のようなになる。

まず、WTO加盟によって期待される最大のメリットは外国投資の増大であると考えられる。過去、ロシアに流入した外国投資額はロシアの経済規模に比して極端に少ないとされ、その最大の原因はロシアの法制度の不備にあると見られている。WTOに加盟するには、ロシアがその貿易・投資関連法制をWTOのルールと整合させることが条件となるため、ロシアがWTOに加盟すれば、それは外国投資家にとってロシアの投資環境が大きく改善されたことを示す明確なシグナルとなる<sup>22</sup>。

また、貿易紛争の処理が現在よりも容易になるというメリットもある。近年、ロシアの鉄鋼等の輸出に対して、EUや米国がアンチダンピング措置を導入する等の貿易紛争が増加しているなか、ロシアはWTOに加盟することで、これらの紛争をWTOの紛争処理機能を通じて解決することが可能となる。

なお、制度上は、WTOに加盟することで、他のすべての加盟国から恒久的に最恵国(MFN)待遇を受けられるようになるというメリットも存在する。ただし、ロシアは既にほとんどのWTO加盟国から(恒久的ではないにせよ)MFN待遇を享受しているため、この点でWTO加盟によって新たに生じるメリットは大きくないと考えられる<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> 既に発表された2つのレポートのうち、1つはロシア科学アカデミーが中心となって作成したもので([http://www.rnic.ru/Download/wto\\_big\\_final.doc](http://www.rnic.ru/Download/wto_big_final.doc))、WTO加盟に伴うGDPの変化は-1.0%~+0.6%の範囲に収まると予測しているという(BIPP([http://www.wto.ru/ru/press.asp?msg\\_id=2243](http://www.wto.ru/ru/press.asp?msg_id=2243)))。もう一つのレポートは、アルミ産業で有名なデリパスカが委員長を務める「国際商工会議所ロシア国民委員会」という組織が作成したもので、その内容は「WTO加盟によるプラスの影響はほとんどなく、マイナスの影響ばかり大きい」というもののようである(*Finansovaia Rossiia*, 19 July 2002)。一方、今秋にかけて出来上がる予定のレポートとは、経済発展貿易省が本年6月に入札を行い、高等経済大学(Higher School of Economics)が落札した委託研究で、その研究成果は本年9月上旬に発注元である経済発展貿易省に納められる予定である(BIPP([http://www.wto.ru/ru/news.asp?msg\\_id=1991](http://www.wto.ru/ru/news.asp?msg_id=1991)))。この他、本年6月13~14日にモスクワで開催された「エキスパート」誌主催コンファレンス向けの資料では、WTO加盟により予想される産業分野別影響が詳細に報告されている(<http://www.expert.ru/conference/details/13jun1.shtml>)。

<sup>22</sup> この点、金融や通信分野への外資参加制限を存続させようとする動きは、WTO加盟に伴い期待される外国投資の増大効果を減殺してしまう可能性がある。

<sup>23</sup> 例えば米国の場合、ロシアに対して所謂「ジャクソンヴァニク修正条項」を適用してい

他方、一般的に、WTO加盟による最大のデメリットとして考えられるのは、加盟に伴う輸入関税率の引き下げや農業補助金の削減・撤廃によって、加盟国内の幼稚産業（Infant Industry）が壊滅的なダメージを受けるのではないかという懸念である。しかし、既に述べたように、ロシアのWTO加盟交渉は現在、輸入関税率にせよ農業補助金にせよ、WTO加盟後の水準が現在の水準を大きく下回らないようにする方向で推移しているため、このまま交渉が妥結すれば、WTO加盟によって国内の産業や農業が深刻なダメージを受けるという事態は生じないだろう<sup>24</sup>。

最後に、財政収入に対する影響は複雑である。輸入関税からの収入については、WTO加盟によって輸入関税率が大きく変更されることはないとして、最近進められている通関手続きの透明性向上や関税率の簡素化の取り組みが奏功すれば、関税収入はむしろ増大する可能性がある。一方、電力・天然ガス等の内外価格差の解消がWTO加盟条件に盛り込まれることになれば、内外価格差の一因とされる原油や天然ガスに対する輸出税の引き下げもしくは撤廃を余儀なくされる可能性があり、その場合ロシアの関税収入は大きく減少するだろう<sup>25</sup>。

このように、WTO加盟に伴うロシア経済への影響は、ロシアがどのような条件でWTOに加盟するかによって大きく違ってくる。今後のロシア経済の行方を占う意味でも、現在進められているWTO加盟交渉の推移を注意深く観察することが重要と考える。

---

る。同条項は、移民の自由を制限している国に対しては、恒久的MFN待遇を付与しないというもの。ただし、しかるべき国内手続きをとれば期間一年のMFN待遇を付与できるとする例外規定があり、ロシアにはこの例外規定を通じて毎年MFN待遇が付与されている様子である。

<sup>24</sup> もっとも、輸入関税率の引き下げや農業補助金の削減はWTOの基本方針である以上、長期的にみて、ロシア政府がこれらの政策手段に関してある程度の制約を受ける可能性は否定できない。

<sup>25</sup> 電力・天然ガスの内外価格差解消や、原油・天然ガスに対する輸出税の撤廃は、関税収入のみならず国内産業（鉄鋼等の輸出産業や軽工業等の輸入代替産業）の競争力にも甚大なダメージを与える可能性がある。また、現在のロシアの関税オファーは、これら（内外価格差や輸出税）を存続させることを前提に策定されているとみられるため、同問題の扱い如何によっては、現行オファーの大幅改訂が必要になるかもしれない。